

平成 29 年第 4 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 29 年 6 月 14 日 (水曜日) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (17 名)

| | | | |
|------|---------|------|--------|
| 1 番 | 澁谷俊二君 | 2 番 | 鈴木良勝君 |
| 3 番 | 伊藤福章君 | 4 番 | 中村美智男君 |
| 5 番 | 村田薫君 | 6 番 | 泉繁夫君 |
| 7 番 | 深澤均君 | 8 番 | 武藤威君 |
| 9 番 | 泉美和子君 | 10 番 | 細井邦男君 |
| 11 番 | 熊谷隆一君 | 12 番 | 藤原政春君 |
| 13 番 | 飛澤龍右エ門君 | 14 番 | 森元淑雄君 |
| 15 番 | 熊谷良夫君 | 16 番 | 杉澤隆一君 |
| 17 番 | 深沢義一君 | 18 番 | 高橋猛君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|-------------|--------|
| 町 長 | 松田知己君 | 副 町 長 | 佐々木敬治君 |
| 総務課長 | 高橋薫君 | 企画財政課長 | 本間和彦君 |
| 税務課長 | 齊藤敦子君 | 住民生活課長 | 小原隆昇君 |
| 福祉保健課長 | 高橋久也君 | 農政課長 | 高橋穰君 |
| 商工観光交流課長 | 藤田信晴君 | 建設課長 | 木村英彰君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 鈴木孝悦君 | 農業委員会 会長 | 高橋正尚君 |
| 農業委員会 事務局長 | 鈴木忠君 | 教育長 | 福田世喜君 |

| | | | |
|-----------------|----------|--------|---------|
| 教育次長兼 教育推進課長 | 西鳥羽 裕 君 | 教育総務課長 | 煙山光成君 |
| 代表監査委員 | 深澤 克太郎 君 | 生涯学習課長 | 高橋 一久 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|---------|----------------|--------|
| 事務局長 | 小田長 光 仁 | 庶務班長 兼 議事班長 | 高橋 圭 子 |
| 主 査 | 高橋 洋 子 | | |

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。

質問要旨は、基金増は交付税減にならないかということで要旨に入っていきます。

政府は、5月に地方の行政改革に関する会議をもち、地方自治体の貯金といわれる基金の残高が多い自治体には国からの地方交付税の配分を抑制するという方向で話し合い、動き出していることを知りました。町の貯金に当たる基金につきましては、合併以来着実にその残高をふやしている状況です。町の歳入の半分近くを占める普通交付税の減額への備えや公共施設の整備の財源確保といった観点での積み立てでありまして、町財政の健全化につながる取り組みはまことに心強く考えております。

ただし、国の財政が年々厳しさを増す中、こうした地方のいわゆる蓄えが拡大傾向にあるとすれば地方交付税などの国からの配分額抑制につながるのではないかと懸念しております。

仮に私が懸念しているような方向に向かうようであれば、制度設計など今後の動向に注視しな

がらの対応になると考えますが、現在町民が負担を感じている介護、福祉、子育てなどの住民サービスの費用に思い切った基金の取り崩しによる賄いはできないものか、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

財務省の所管する財政制度等審議会財政制度分科会において、地方自治体の基金残高の余裕があるならば地方財政計画への反映を工夫すべきなどの意見があり、財務省がそうした意見を受けて地方交付税を調整する方向で検討に入った旨の報道があることは議員ご指摘のとおりです。また、赤字国債の発行抑制を目指すため増加傾向にある地方の多額の基金残高を問題視し、来年度予算編成に向けて、より明確に地方財政計画への反映を打ち出す考えとの報道もあるところで

す。こうした動きに対して全国各地の首長からは全く不適當な議論である、あるいは本当に危うい議論であるなどの批判が上がってるところです。県内においては、先月30日、知事及び25市町村長が出席する秋田県市町村共同政策会議において、こうした動きに対しては県内自治体が一致団結して反対していく旨、発言があったところでもあります。

さて、町の基金についてですが、各基金はそれぞれの条例で設置目的や処分に関する事項等が規定されていることは議員ご承知のとおりです。現在の残高合計は約59億円で合併当初の2.8倍となっており、自主財源の乏しい美郷町としてはそれぞれの設置目的に照らして後年度の財政需要への備えを着実に強化しているところです。

先々を見据えて強化している、こうした基金について、もしも基金残高によって地方交付税が調整されるならば基金を取り崩し、福祉分野等の行政サービスを手厚くしてはどうかのご質問ですが、まずは基本的に全く不適當なそうした取り扱いが実現しないよう最大限の努力を重ねてまいりたいと存じます。差し当たり、7月に県町村会で関係省庁並びに県選出国會議員に対して平成30年度予算並びに制度要望の活動を展開することになっておりますが、その際に絶対許容できない旨、伝えてまいりたいと存じます。

次に、仮にそうした不適當な取り扱いが万一実施されとしても、国は必ず一定の理屈、例えば基準財政需要額を基準にして基金残高を強化するとか、基金の設置目的を踏まえた上で地方交付税と連動させる基金・連動させない基金を仕分けるとか、一定の判断基準を構築するものと存

じます。仮に基準財政需要額を基準にする場合でも美郷町の基金残高は、その約8割強で、その数値は全国的に見て中位の位置づけですので、あくまで仮定の話ではありますが、美郷町が影響を受けることは現在のところ考えにくいと思います。

したがって、議員ご提案の基金を取り崩し、住民負担を軽減してはどうかのご提案については、現状においては考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

また、仮に住民負担の軽減に向けて思い切って基金を取り崩したとして一定年数は、その軽減措置等是对応可能としても、いずれ基金が底をつきますので、長くは続きませんし、だからといって地方交付税が基金取り崩し額を上回って交付されることも考えにくいものと思います。

したがって、思い切れば思い切るほど、そのつけは制度の不安定性として町民に返ってきますので、その懸念がありますので、ご理解をお願いいたします。

いずれ今後地方自治体の基金と地方交付税に関する国の検討推移には最大限注視してまいるか、折に触れて要望活動を展開してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましても各般にわたる機会にお力添えをくださるようお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○5番（村田 薫君） それでは、2つ目の質問に入ります。質問事項は所有者不明地や町への贈与地の活用促進をとということです。

質問要旨ですが、最近各地で見られる傾向ですが、所有者不明の土地や町へ贈与を希望する土地が増加しているのが現状です。高齢化や人口減少で問題が深刻になるおそれがあります。自治体による取得手続きなどの問題もありますが、これらの土地を公共施設用地などに充ててはどうかと思うが、町長はこのことについて、どう考えているのか伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町への贈与を希望する土地については、平成24年度からことし5月までの5カ年間で土地の寄附に関して13件の申し込みがあり、うち10件の土地を受納させていただき、必要な整備等実施の上、道路用地や駐車場などに利活用しております。議員ご説明のように近年は高齢化や後継者がいないなどにより、ご自身の所有地を将来的に管理できなくなる不安などから土地の寄附について相談をいただくことがあります。町では美郷町寄附受納事務取扱要綱に基づき、次のような7つの基準で、まずは第一次の判断をいたしております。

1つ目は行政の中立性、公平性等が確保できるかどうか。2つ目は行政活用価値または換価価値が見込まれるかどうか。3つ目は抵当権・根抵当権または賃借権などの権利設定がされていないかどうか。4つ目は防災関係上重要な物件であるかどうか。5つ目はその土地を活用する計画がある、または町総合計画にのっとった活用計画を策定できる土地であるかどうか。6つ目は土地の境界に問題がないかどうか。7つ目は地目が農地でないかどうかです。

実際に寄附の申し出があった場合には、ただいま述べました7つの基準についての的確・適正に判断するために関係各課で現地確認調査を行い、その上で次の段階の留意として、1つ目に社会問題を起こしている法人または個人からの寄附でないかどうか。2つ目に将来紛争が起きたり他の者からの苦情の出るおそれがないかどうか。3つ目に将来多額の維持管理費が想定されないかどうか。4つ目に法令の制限その他の制約がないかなどの調査を重ね、最終的に寄附の諾否について公正かつ適正に決定してきたところです。

今後の寄附のお申し出につきましても、こうした基準を踏まえるとともに対応を継続してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、議員ご提案の寄附希望地を公共施設用地等に活用することについてですが、ことし3月に策定した美郷町公共施設等総合管理計画においては、今後、公共施設等を現状のまま維持していくことが困難であることが課題となっているほか、平成21年度から着手した美郷町公共施設再編計画においても、空き施設や空き地の利活用がいかに大変であるかを既に経験してるところです。このようなことから、現段階において土地の寄附申し出全てを公共施設等に活用することは極めて困難であることにご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、買い物弱者と乗り合いタクシーについてお尋ねをいたします。

近年、高齢による免許返納などで買い物が困難な、いわゆる買い物弱者の世帯が目立つようになってきています。経済産業省の調査によると、買い物弱者は全国で700万人いるとされ、なお増加傾向としています。買い物弱者とは500メートル以内に商店がなく、かつ車を持たない世帯をいうようであります。

美郷町においては、各地域にあった商店もめっきり減少し、車を持たない世帯のほとんどが買い物弱者となってしまいますが、まずは町の実態をどのように認識してるのか伺います。

次に、厚生労働省が毎年行っている国民健康栄養調査報告によると70歳以上の1,007人を調査した結果、うち325人に低栄養の疑いがあり、しかも本人が気づいていないことが報告されているところでもあります。また、東北大学の調査チームが71歳以上の高齢者832人を3年間追跡調査したところ、要介護になったり亡くなるケースが低栄養の方が2.3倍高かったとしています。

このように高齢者を中心とした買い物弱者は、単に買い物アクセスにとどまらず、気軽に買い物に出かけられないことで、知らず知らずのうちに低栄養に陥って医療や介護へつながることが課題となっており、遅きに失さない対策が求められているところでもあります。

国では、こうした低栄養につながる買い物弱者を支えるため、3つの提案をして応援しています。1として身近に店（移動販売を含む）をつくること。2として家に商品を届けること。3として家から買い物に出かけやすくことであります。町では乗り合いタクシーの運行で買い物に出かけやすい環境をつくっていますが、1、2の町内での取り組みの現状はどうなっているのか伺います。また、2については町や商店などの事業者、地域の団体などと連携した取り組みが必要と考えますが、見解を伺います。

一方、乗り合いタクシー事業は利用者増や利便性の向上もあって平成29年度予算では1,000万円を超える事業費で買い物弱者にとってはなくてはならない存在になっています。現在は地区割りをして利用料金を設定していますが、千畑地域ではJ Aストア閉店以来、買い物弱者世帯では生鮮食料品は六郷または仙南地区へのスーパーまで行かざるを得ません。このような状況から地区割りを撤廃し、ひとしく食料品の買い物ができるよう統一料金にするべきと考えますが、乗り合いタクシーの今後の方向性もあわせて見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の美郷町の65歳以上の高齢者世帯は全世帯の15%を超え、増加傾向にあります。それに伴い、実態把握はしておりませんが、相対的に自家用車の運転が困難とされる世帯もふえ

てきているのではないかと考えてるところです。

一方、町内の小売り業者数ですが、商業統計調査によりますと美郷町が誕生した平成16年には293店舗あったものの直近の調査の平成26年では181店舗と10年間で112店舗、約38%減少しております。

そこで、議員ご質問の身近に移動販売を含む店をつくることについてですが、まず現状についてお伝えいたします。

現在町内では2業者が移動販売車で地域を巡回して小売りを実施し、交通弱者世帯等に対してサービス提供をしております。また、店舗等の新規創業については、平成27年度に起業者総合支援事業補助金制度を創設し、意欲のある企業者さんに支援策を講じてきており、現在まで8件の利用があるものの食料品については残念ながら関連する起業者がおらず、利用はゼロ件となっております。

2点目の家に商品を届けることについては、一丈木公園通り商店会やスーパーマーケット1店舗で宅配サービスを実施しているほか、コンビニエンスストア2店舗において区域限定ではありますが、宅配サービスを実施しております。さらには、農業協同組合のほか民間事業者も食材宅配サービスを行っており、一定程度の利用世帯がいらっしゃることを確認しております。また、町では商店街の活性化と魅力あるまちづくりに取り組む事業者等を対象に美郷町商店等にぎわい創出事業費補助金を制度化しておりますが、町内消費者に対する一層の利便性向上のための事業も補助対象であり、事業者と地域団体などが連携して自宅への配達等を実施する場合も対象となるところです。

なお、この制度の前身である美郷町事業所連携活性化事業費補助金では、さきに述べた一丈木公園通り商店会が平成23年度と平成24年度において既に店舗連携宅配サービスのPRにご活用いただいた実績もあるところです。

このほか、美郷町社会福祉協議会ではオタスケマン事業として有償で日常生活の困り事お手伝いとして買い物代行を初めとした生活支援を行っており、平成28年度は120件の利用があると伺っております。

このように民間事業者の主体的取り組み、そして新規創業を支援する町の支援制度、さらには福祉観点での取り組みなどが展開されている現状となっており、こうした多様な選択肢が存在している状況です。そのため、現段階においては、食料品等を入手するための新たな取り組みが必要な段階にはないものと認識しているところです。ご理解をお願いいたします。

続いて、乗り合いタクシーについてですが、現在美郷町地域公共交通網形成計画に基づき事業を展開していることは議員もご承知のところ、事業開始以来利用者ニーズを折に触れて受けとめ、可能な範囲で制度改正に努めてきたところです。こうした制度改正には行政サービスとしての妥当性等を踏まえながらバス事業者やタクシー事業者との長期にわたる意見調整を行い、最終的に美郷町地域公共交通活性化協議会で決定されてきたもので、各方面からの理解と協力によって現行制度が成り立っておりますことに、まずはご理解をお願いいたします。

議員ご提案の乗り合いタクシーの料金統一化についてですが、さきに述べましたとおり、食料品などの入手方法が基本的に深刻な状況ではないことに加え、各地区に食料品を扱っている商店並びにコンビニエンスストアなどが存在している状況においては、議員ご提案の趣旨で乗り合いタクシー料金を統一化するのであれば、見方を変えますとある種の利益誘導と捉えられる懸念も生ずるところです。したがって、議員ご提案の趣旨に基づく乗り合いタクシーの利用料金統一化は難しく、これまでの経緯などの踏まえ、制度内容は当面、現行を維持してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、乗り合いタクシーについては、今後も利用者ニーズを折に触れて受けとめるとともに社会環境の変化等踏まえた制度改正等はあることですので、加えてご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）7番、深澤 均君の再質問を許可します。

○7番（深澤 均君） 高齢者の買い物の困難な方がちょっと、御飯なりなんなりは食べてるんだけれども偏ってしまっているというような、せんだってちょうどNHKの「ためしてガッテン」とかでちょっとタイムリーにそういう報道がされてましたけれども、食事はしてるんだけれどもタンパク質が不足してるとか、偏った食事になっているというような懸念が一番心配なところでして、その辺の回答がちょっと今不足してたのかなというふうな感じもしますので、もしかしたら課長さんでもいいですので、そこら辺の回答もできたらお願いしたいというふうに思っております。

それから、もうちょっと買い物弱者の世帯についてお話しておきたいんですけども、この世帯は確実に乗り合いタクシーを利用してきてるんだらうと思う世帯が案外利用されていない実態もあります。それはなぜ利用しないかと聞きますと、やっぱり足腰が弱くて、そんなに歩けないわけではないんですけども、要支援にもなってない方が多いんですけども、

停留所まで歩いていくのがつらいとか、やっぱり買い物した荷物を抱えて家に戻ってくるのがつらいとかというふうな理由で、じゃどうして買い物してるんですかという、タクシーを呼んで買い物する。それがやっぱり1週間に1回のもがタクシー料金かかりますんで10日に一遍とか半月に一遍とかというふうについついなくなってしまいうような実態もなかにはありますので、できればここは雪国でありますので、冬仕様っていいですか、乗り合いタクシーにも冬バージョンというものが、冬設定というものがあってもいいのではないかなというふうに思っております。その辺も含めて回答をお願いできればと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いいたします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。ともに質問要旨にはありませんが、お答えいたします。

食事が偏ってる高齢者世帯の状況について、どうなんだという話しですが、基本的には栄養指導の観点ですので、栄養指導の実態には担当課長に後で答弁させます。

2点目の乗り合いタクシーの件ですが、基本的に乗り合いタクシーの制度設計の思想が玄関から玄関という制度設計思想でございませんで、玄関から玄関という足の確保については、民間事業であるタクシー事業者に頑張ってもらうのが筋であろうと思います。

そういう基本認識のもとで冬季の新たな設定がどうかというご提案ですが、今現在既にこの制度がスタートして一定年数が経過しております。住民の中には、あるいは利用してる方々の中には一定程度の定着があるわけですので、それを変更するという事は、当然ですが、混乱が生ずることもあります。まして冬季と冬季以外の乗降所に違いがあるということは、混乱の原因をつくる元凶になりますので、現況においてはそうしたことは考えてはおりません。

なお、先ほどの答弁でも言いましたが、今後利用者のニーズを受けとめるという部分においてさまざまな変更はあるわけですが、現況において議員ご質問の冬の乗降所を変えるという事は考えておらないことをご理解ください。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） ただいま栄養状況についてということでご質問がありましたので、お答えいたします。

セルフケアの推進の中で運動それから食事それから休養ということで事業を進めております。この中で食事、栄養につきましては、各種研修の中でさまざま町民に啓蒙しまして実施していると同時に2年前からこのセルフケアの中でできるだけ栄養士保健師は各集落に入って

栄養指導してくれということなので実施しております。昨年は50集落以上各集落に入って保健指導プラス栄養指導というものを実施して、このセルフケアを推進しているところですが、その効果については、低栄養というふうな話がありますけども、実際調査できていないという状況ではあります。このセルフケアの事業の中で進めていきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 深澤議員、通告、丁寧に通告するようにしてください。（「はい」の声あり）次の質問に入っていますか。（「はい」の声あり）

次の質問に入ります。

○7番（深澤 均君） 次の質問に入ります。中学生の提案についてであります。

昨年の12月8日、六郷史談会特別研修会が湧太郎ホールで開催され、「昔、美郷町にも戦争があった～戦後71年、初めて出会った戦争～」と題した中学生たちの研究発表がありました。内容は全校生徒へのアンケート調査から始まりました。町内で戦争に関わったことを知っていますかの問いに知っている生徒が7人、他の470人は全く知らないということで71年前の戦争体験は風化寸前であることが説明されました。そして7人の回答の中に明田地に六郷飛行場なるものがつくられていたことを知ったということで、ここまでは私も聞いたことがあります。

しかし、これから先は私にとっても初めて聞くことばかりでありました。生徒たちは六郷飛行場について、もっと知りたいということで地元の歴史を調べている六郷史談会のメンバーや当時小学校6年生で実際に建設作業に参加された方などから話を聞き、資料も見せてもらったそうであります。話の内容は、飛行機の離発着に障害があるということで上部を切りとられた松の木が存在していること。飛行場建設の中心は地域の小学5、6年生の2,000人程度であったこと。7月15日、完成間近の六郷飛行場が三陸沖米軍空母から発艦したと思われるグラマン戦闘機2機によって機銃掃射され、六郷国民学校の子供らが逃げまどったこと。その直後、六郷国民学校の子供らは全滅したとのうわさに親たちが泣きながら迎えにきた様子。そして、そのときの銃弾が保存されていること。さらには、後三年駅付近でも走行中の汽車が爆撃され、通学途中の大農生ら3人が死亡したこと。銃弾が汽車の壁を打ち抜き、学生の背中に命中したが、背負っていたカバンの中の分厚い教科書が命を救ってくれたこと。そのときの銃弾も今も大事に保管されていることなど、私にとっても初めて出会った戦争となり、すばらしい研修発表だったと思います。

そして、中学生たちは研修発表のまとめで町に2つの提案をしてくれています。通告書に

は要約して載せてありますが、ここでは全文を読み上げたいと思います。

提案の1つ目は町の歴史民俗資料館の展示についてです。六郷飛行場のこと、後三年空襲のことは資料館の展示では一切触れられていませんでした。もしそれが可能であれば高橋さんや久米さんが持っていた銃弾などを資料館に展示し、六郷飛行場のニュース映像をいつでも見られるようにするなどすればその地域と戦争とのかかわりをもっと多くの人に伝えていくのではないのでしょうか。2つ目は案内看板の設置についてです。六郷飛行場のことを後世に伝えたい、そんな思いで小西家の松の前には案内看板が設置されました。六郷飛行場跡地や後三年駅付近にもこれと同じような案内看板を設置してはどうでしょうか。目立つ案内看板があるとないとは全然違います。それを見たことがきっかけで地域の歴史に興味を持つ人もいると思います。

この中学生の研修発表の内容は一心祭や大曲仙北社会科研究発表会でも発表され、多くの方々の関心を集めましたし、また町にとって貴重な提案であると思います。私はつらい過去の歴史ではありますが、後世に伝えることは町の役割と考え、中学生の提案を生かすべきと考えるが、町ではどのように受けとめたのか見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします

昨年12月8日の美郷中学校生徒による「昔、美郷町にも戦争があった～戦後71年、初めて出会った戦争～」の研究発表については、直接聞くことはできませんでしたが、その後美郷中学校ホームページに公開されたことなどにより発表内容を知ることができました。その研究は生徒たちが文献を確認しながら体験者を訪問して実際に話を聞いたり、国の機関から取り寄せた原資料に直接触れたりするなどかなり踏み込んだ緻密な調査が行われており、新しい発見があり、非常に質の高い内容であったと思います。

戦争を知らない人々が大部分を占めるようになった昨今、町内においても戦争を実際に体験された方々は少なくなってきており、そのお話を聞く機会もほとんどなくなっております。そのような状況において、町では戦争によって二度と悲惨な経験をしないように後世に戦争の記録を残し、伝えていくことが大事であると考え、美郷町歴史民俗資料館で戦争に関する実物の資料を展示してるところであります。また、町で平成27年3月に発行しました「美郷町の歴史」の本においても六郷飛行場跡地や後三年列車空襲など、太平洋戦争時における美郷町に関係する出来事を記述して紹介しております。

さて、ご質問のありました美郷中学校生徒による研究発表での2つの提案についてであります。その提案について直接要望はいただいておりますが、検討すべき課題として捉えてきたところであります。提案の1つ目の六郷飛行場跡地や後三年列車空襲に関するものを歴史民俗資料館に展示して戦争とのかかわりを、より多くの人に伝えてほしいということについてですが、今後は歴史民俗資料館で広く学習できるように資料を準備し、戦争を伝えている展示スペースで紹介することを検討してまいります。

2つ目の後世に伝えたいということで、それぞれに案内看板を設置してはどうかということについてですが、六郷飛行場跡地については今後も戦争の悲惨さをなるべく風化させずに後世に伝えていかなければならないとの考えから看板を設置する方向で検討していきたいと思っております。

一方、後三年列車空襲の看板設置については、その設置場所や設置後の管理面を考えた場合に難しい面がありますので、設置は見送りたいと考えております。

教育委員会では、今後も広く美郷町の歴史文化に触れる機会をつくっていくとともに図書館機能の充実や地域資料の調査収集について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可します。

○7番（深澤 均君） 今の教育長さんのお答えですと検討していくというようなふうに解釈しましたけれども、その中身はまだ、どのような方向でこうやっていくのかというのはまだ全然検討されてないということなのか、できれば私の要望もちょっとあれなんですけれども、当時米軍が航空写真を撮った写真も国土地理院から先生方が入手して当時の航空写真があったんですけれども、生徒の発表の中に、ああいうものを使って、できればジオラマみたいな感じで立体的に展示なども可能なのかなど。

あと、今回の中学生の発表は本当にすばらしい発表で、教育長さんもそういうふうにご認識しておられますけれども、この発表自体も非常に若い方々といいますか中学生の目線で捉えたあれですので、そこら辺の展示なども可能なものなのか、そこら辺もちょっと、感想でいいですからちょっとお答え願えればと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いいたします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

歴史民俗資料館の戦争に関する展示スペース部分、現在ある程度のスペースで展示してお

りますが、そのスペースの一部をこの関係の展示で差し替えて展示することは可能じゃないかということは現在のところ判断しております。そうはいつでもそのスペースもある程度限られた中でこのような内容のどの資料をどのように展示するかということはいろんな角度から検討してこれから詰めていく必要がある内容だと思いますので、その辺のところは今の段階でははっきり申すことはできないということでもあります。それぞれの資料の展示をしていかどうかという著作権が絡んでくるようなものはまたその絡みもありますし、所有者等の資料についてはその方との協議という課題もありますので、その辺のところはまだ確定できない、いろんな検討余地があるところがあるのではっきりは述べることができない状況であります。

ただし、そういう展示スペースの中に今回の発表の内容を、発表で提案されてる内容を、コンパクトな中でもわかりやすく、そしてよく伝わるようにということはいろいろ工夫していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

初めに、臨時職員の処遇改善について伺います。

働く人たちの労働意欲を高め、行政の質を担保する上でも、また地域経済の活性化のためにも臨時職員の処遇改善が大事だと考えるものです。この点で、今回交通費の支給が図られたことは評価するものです。国でも非正規労働の問題を直視し、同一労働同一賃金の方針を示しています。不十分ではありますが、自治体の非正規職員の一時金支給などを盛り込んだ待遇改善の法改正も成立しました。正職員と同じような仕事をし、長期に継続雇用されている臨時職員に経験加算賃金とすることや期末手当を支給するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、平成29年度の臨時職員の状況ですが、賃金単価や勤務時間などの諸条件の違いはありますが、平成29年6月1日現在で208人となっております。勤務形態別の内訳ですが、週38時間45分のフルタイム勤務となっている臨時職員が107人、週30時間以上勤務の臨時職員が48人、週20時間以上勤務の臨時職員が20人、週20時間未満勤務の臨時職員が33人となっております。

当町における臨時職員への処遇改善についてですが、社会情勢の変化や近隣市町村の動向等参考にしながら、その水準の妥当性等を検討し、昨年度においては本町及び近隣市等においてニーズの高い有資格の保育教諭の時給単価を1,000円に引き上げたほか、今年度から全職員を対象に通勤距離及び勤務日数に応じ、正職の支給水準に合わせて議員ご評価をいただいております交通費を支給してるところです。

その任用についてですが、地方公務員法第22条等に基づいた美郷町臨時的任用職員管理要綱により任用しており、期間は原則6カ月以内、その後6カ月を超えない範囲で1回に限り更新することができ、最長1年の期間としております。

なお、保育士等の有資格者においては、構造改革特区制度を導入しているため任用期間を5回まで更新でき、最長3年の任用期間となっております。

そこで、ご質問の長期継続雇用されている臨時職員への加算賃金についてですが、町の臨時職員については、ただいま説明いたしましたとおり要綱に基づく任用期間があり、その満了後に改めて臨時職員を募集、面接による選考を行い、新たな任期で採用しているものであり、制度上継続雇用とならないことにご理解をお願いいたします。

また、ご質問の期末手当の支給についてですが、現在のところ地方自治法により臨時職員にはあらゆる手当の支給はできないこととなっているところです。一方、議員ご質問にあるとおり平成28年6月2日に閣議決定された日本一億総活躍プランにおいては、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善に向けた方針が示されております。

こうした中、地方公務員の臨時非常勤職員に関する制度改革についても検討され、今国会において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が審議され、5月11日に衆議院で可決・成立し、5月17日に公布されております。

この改正法では地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため育児休業等による職員の欠員が生じた場合などに限定して採用する臨時職員のほかに新たに会計年度任用職員制度が創設され、これまで支給が認められていなかった期末手当の支給を可能とする規定が整備されたところです。

しかし、正職員と同じような仕事をし、長期継続雇用されている臨時職員に経験年数に応じた賃金を支給することに関しては、改正に含まれておりませんので、賃金については現行の規定に基づく対応が求められることとなります。

なお、改正法の施行期日は平成32年4月1日となっており、国は原則全ての団体で会計年度任用職員制度を整備することとしておりますので、当町においても県及び県内市町村の動向等見定めながら適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 新しい法改正に基づいて、今後ぜひ当町でも実施できるように、ぜひこれはそういう方向で検討していただきたいということを強く要望したいと思います。

それから、期末手当についてですけれども、いろんな決まりがある中で全国的には支給しているところもあり、県内では羽後町で期末手当を支給しております。月額の嘱託職員で夏・0.9カ月、冬・1.1カ月というように伺っております。また、日額では夏3日分、冬・4日分ですが、これは組合、職員組合とかの要求の中でこういうことも実現しているということを知っておりますので、ぜひ今後処遇改善、検討していただきたいと思います。

継続的な雇用の継続的な対象にならないようなお話しでしたけれども、法的にというところではちょっとわかりませんが、いずれ保育士さんなどは何年も同じ方がやってらっしゃる方がいるわけで、そういう方々について、本当に何年やっても同じだということはどうなのかと。とりわけ保育士さんとか学童指導員の方々などは子供の成長にかかわる仕事をしているわけですので、そういう手当とかのことを、ぜひ検討していただきたいという立場からの質問です。もう一度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

他自治体の例はさておきまして、法律に基づいて適正に運用するのが美郷町の方針であり、自治法によっては臨時職員は支給対象にはできないというようになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今後の法改正において全自治体で制度実施されるであろう会計年度任用職員制度については、適切に対応してまいります。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） あった山グリーンパーク受付窓口の変更についてお伺いいたしま

す。

町民の皆さんが健康で生き生きと暮らしていけるまちづくりの一環としてもスポーツ、運動が気軽にできる環境整備は町の大事な役割だと考えます。とりわけ高齢者の皆さんにとっては、グラウンドゴルフは好評です。ですが、5月からあったか山グリーンパークの受付窓口が六郷温泉あったか山フロントに変更になったことに対し、不便になった、ぜひ元に戻してほしいという声が寄せられています。町民が利用しやすいように、ぜひ検討していただきたいのですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

受付窓口を変更した理由ですが、昨年度までは町内業者に管理委託をし、現地に管理人を常駐させて利用者の受付、施設の維持管理等を行ってきておりましたが、受託業者より管理人を置いての管理は困難との申し出があり、町内の他業者にも問い合わせたところ同様の回答であったため、変更せざるを得なく、管理の効率性を考慮して現行の管理体制としたところ です。

一方、同様施設として大台野広場のグラウンドゴルフ場、山本公園のパークゴルフ場がありますが、こちらは現在もともに管理人を常駐させて受付等を行っております。

その理由は、大台野広場にはグラウンドゴルフ場のほかにマレットゴルフ場、多目的運動広場、イベント広場などがあり、また山本公園ではパークゴルフ場のほかにバンガローやオートキャンプ場、多目的グラウンドなどがあり、ともに利用人数が多いためトラブルなく円滑に施設を利用していただくよう管理人の常駐が必要なためです。こうした施設の性格の違いも踏まえながら、あったか山グリーンパークについては、現行の六郷温泉あったか山での受付に変更したところですので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、議員もご承知のとおり、利用料金についてもあったか山グリーンパークは同様施設の利用料金より安価でありますことにも、あわせてご理解をお願いします。

今年度から変更した体制ですので、現在のところ、また変更する予定はありませんので、なれるまで多少のご不満があるものと思いますが、どうか現状の管理体制に早くなれていただき、これまでと同様楽しくグラウンドゴルフをお楽しみいただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） まだ1カ月たったところではありますけれども、すごく強い、こういうやり方はって私言われました。なんか切り捨てていくような、そういう思いを抱いた方もいらっしゃるようでした。小さなことかもしれませんが、それこそ今町長言ったように他のところでは管理人を置いているわけで、施設の性質が違うということはおっしゃられましたけれども、そういうのとも比べても、やっぱりなぜ今こういうことをやるのかっていう思いが、強いご意見が寄せられました。私のところに。ぜひこういうことは本当に利用者が利用しやすい利便性のよいやり方にして皆さんが楽しんでいただく、そういうことをぜひ検討していただきたいと思います。本当に残念です。

理由は、まあ管理人なかなかいないということですが、これまでの利用者の方々、お年寄りの方々の思いを考えると本当に残念です。ぜひ再検討をしていただきたい、改善していただきたいということを申し述べます。

○議長（高橋 猛君） 町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

決して切り捨ててるという認識ではございません。先ほど言いましたとおり現状を変えないといけない事由があって、そのために変更せざるを得なかったということにご理解をお願いいたします。

なお、先ほど言いましたとおりご不満はある方はいらっしゃるだろうと思います。全ての取り組みについて変更することに嫌だと、合わない、前のと違うというふうなご意見があることは、この事例に限ったことだけではございません。そのことは議員も十分にご承知のことと思います。その上で気持ちよくプレーするために受付を通るということの、その通り方が直前、目の前にないと不快なのか、ちょっと離れていると快適なのかというのは捉え方なんだろうと思います。いずれにしても、受付を通して気持ちよくプレーするということの距離が数百メートルの違いでそれほど不便になるというふうには私どもは考えておりません。そのためにあつたか山の受付を通ってもらう、温泉の受付を通ってもらうってプレーしてもらうという認識で現行の体制を敷きましたので、あわせて深くご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） その前にいいですか、一言。

数百メートルという、数メートルですか、ということですが、やっぱり温泉の中の同じような敷地内にあるっていうのではないですよ。やっぱり下りていかないといけない、距離、数字であらわせば少しかもしれませんが、そういう中でやっぱりすごくなんか

不便さを感じるというのはすごくあると思いますので、ぜひ本当に繰り返しになりますけれども、ぜひもう少し検討していただきますよう要望して、次の質問に移ります。（「議長」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 答弁しますか。（「はい」の声あり）町長。

○町長（松田知己君） 議員が繰り返しの再々質問ですので、私も繰り返しの再々答弁をさせていただきます。

ご要望としては、十分にそれは受け承っております。また、その意思といいますか、気持ちもわかります。しかし、その上で現状の体制を変更せざるを得ない理由があったので変更したこと、それからそれが極力不便にならないように最も近い施設で人が常駐してるところに、その受付を置いたことにもあわせてご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次に入ります。

○9番（泉 美和子君） 最後の質問です。道德教育について、教育長にお伺いいたします。

新学習指導要領により道德が教科となり、小学校では来年度、中学校では2019年度に実施されますが、町としてどのように進めていこうとしているのか、お伺いいたします。

道德の教科は検定教科書を使用して道德を教え、一人一人の子供の内面の評価を行うものですが、評価の基準となるものは学習指導要項に示す内容・徳目です。道德科では対応する科学が認定されておらず、初めての教科書検定では学習指導要領の内容項目を満たしているかを基準にしたものになり、伝統が十分反映されていないとしてパン屋を和菓子屋に書きかえたり、町探検で出会ったアスレチックは伝統と文化の尊重を理由に琴と三味線の店に変更して検定に合格したなどということがあり、恣意的な検定が行われているのではないかとして多くの疑問の声が上がりました。

でき上がった教科書には圧倒的に規則規範決まりを守りましょうというメッセージが詰め込まれているようです。読み物を載せた本編のほかに子供が書き込むノートのような別冊がついている教科書もあり、その中には一生懸命やれたかどうか3段階で○をつけたり、規則正しい生活ができたなら一つ色を塗りましょうなど自分の態度を申告させるようなページもあるそうです。子供は失敗したりけんかをしたり、時にはうそをついて叱られたりしながら成長していくものではないでしょうか。最初から結論の見える読み物を読まされ、自分の気持ちを書かされ、それが評価されるシステムがつくられたら学校は常に評価を意識して行動しなくてはいけない場になってしまいます。子供にとってはつらいことであると同時に人間らしい成長の条件が損なわれてしまうということでもあると思います。

道徳の教科化は、従来とは次元の違う形で子供に国による特定の価値観を押しつけるもので、各新聞紙上でも皇民化教育を担った戦前の修身を思い起こさざるを得ないなどと懸念を示しています。道徳教育への統制はやめるべきです。国家が国民に特定の価値観を押しつけることは憲法の定める思想・良心の自由を侵すことにほかなりません。

現代社会の道徳は個人の尊厳と人権を互いに尊重することを基礎に置いたものであり、上からこうあるべきだと押しつけることはできません。自由な雰囲気のもと、多様な価値観が認められる中でさまざまなことを経験し、学習することによって自主的判断で選び、形成していくものだと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

道徳科では記述式という形での評価が必須とされていますが、決まりや望ましい態度を基準にして子供の道徳的態度を教師が成績として評価すること、こういうことも大変危険なことだと考えますが、教職員の長時間過密労働が大きな問題となっております。今でも多忙を極めている中で道徳の教科がふえることで教育現場に与える負担増が心配されますが、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特別な教科・道徳は小学校で平成30年度、中学校では平成31年度から全面実施となっております。その実施に向けて、本町としてどのように進めていくのかについてであります。特別な教科・道徳の学習指導要領は平成27年3月に公示されており、平成27年4月1日からは移行措置により特別な教科としての道徳が実施可能となっております。そのため、本町では既に各校において、その学習指導要領に基づいた授業が行われてきている状況です。ですから、来年度からの本格実施によってこれまでと異なる点は教科書の採択と評価の実施であります。その点につきましては、今後町内教員による研修会の開催や各学校での校内研修等の実施により全面実施に向けての準備を進めていくこととしております。

次に、道徳の教科化は国による特定の価値観を押しつけるものではないかというご指摘についてであります。中学校学習指導要領、特別の教科・道徳においては、教材について多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には特定の見方や考え方に偏った取り扱いがなされていないものであることとされています。また、授業における配慮事項として生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で考えを深め、判断し、表現する力をなどを育むことができるよう、自分の考えをもとに討論したり、書いたりするなどの言語活動を充実すること、その際さまざまな価値観に

ついて多面的、多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに生徒が多様な見方や考え方に接しながら、さらに新しい見方や考え方を生み出していくことができるように留意することとされています。

現在、町内の小中学校においては、この学習指導要領に基づいた授業が行われており、そのようなことから特定の価値観を押しつける道徳の授業にはならないものと考えております。

最後に、特別の教科・道徳の実施により教員の負担がふえるのではないかとのご指摘についてですが、さきにご説明いたしましたように各学校において教科としての道徳の授業が既に実践されている状況です。

また、新たに実施することとなる評価につきましては、児童生徒がいかに成長したかなどに注目をして文章で総括的に示すことになっております。そのような評価を行うためには、これまで児童生徒が道徳の授業の最後に記入している振り返りシート等をファイリングして活用するなどにより比較的容易に評価することが可能となります。これらのことを考えますと、教員の負担がふえることについては、懸念されるほどではないものと考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君、再質問……（「ありません」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

6月15日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時07分）

